

未来

郵政産業ユニオン
PIWU

全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4126
21年2月12日(金)
Tel・Fax 095-828-1953

コロナ関連の緊急申し入れに対する 長中局の対応に強く抗議する！

おはようございます。

先日の未来に掲載した「新型コロナウイルス感染症のセルフPCR検査の検体を内容物とする郵便物等(以下対象郵便物の取り扱い)」に関しての長中局との交渉の続報です。

支部は1月22日、労使窓口において、対象郵便物取扱いに関して5項目の申し入れを行ないました。しかし2週間以上経過した2月8日になっても回答はありません。この為、九州地本に連絡、地本より九州支社に申し入れを行うよう依頼しました。

翌9日、地本が長中局への申し入れに関して支社に問い合わせを行いました。支社からは「まだ回答してないですか？回答は準備していると思います」と回答は準備していると思

ますので、まだなら早めにさせます」との回答がありました。



同日夕方、支部が長中局の労務担当課長(表記は労)に回答を求め連絡しました。以下はその際の内容です。

組) 1月22日の申し入れの回答はどうなっているのか

労) 一瞬言葉に詰まり沈黙

組) 支社から連絡がきているのでは

労) よくご存知で

組) 明日、回答するよう求める

2月10日、局より回答について連絡がある

局) 本日の回答はできないとの事。

組) 理由を尋ねる

局) 長中局の回答としては準備出来ていない

「回答が出来ない」の一点張りで話が進まないため、来週回答することと合意。17日に窓口を行う事になりました。

支部は申し入れや要求書に関して、毎回早期の回答を求めています。

しかし、長中局が早期に回答したことはありません。回答が遅れる理由として度々、「支社からの回答がきていません」との言い訳じみた説明を行います。支部は長中局に要求したもので、支社に回答を求めるものではないと申し入れますが、対応は変わりません。



確かに支社決済がなければ回答出来ない事もあろうでしょう。しかし今回は、支社からの回答(決済)が来ているにもかかわらず

「新型コロナウイルスセルフPCR検査の検体を内容物とする郵便物等の取扱い」に関する緊急申し入れに関して 長中局及び九州支社との交渉経過

1月22日 長中局労使窓口において対象郵便物について5項目の申し入れを行う

2月9日(昼) 九州地本より九州支社に連絡
組)長中局への申し入れに関して問い合わせる
支社「まだ回答してないですか？回答は準備していると思いますので、まだなら早めにさせます」と回答。

2月9日(夕方) 地本からの連絡後、長中局に回答についての申し入れを行う。
組)回答はどうなっているのか。支社から連絡がきているのでは？
局)よくご存じで
組)明日回答するように求める

2月10日 長中局より連絡がある
局)本日の回答は出来ない
組)理由を尋ねる
局)長中局の回答としては準備出来ない

* 来週 17日に労使窓口を行うことで合意

わらず、回答出来ないというの、不誠実な対応としか言いようがありません。



これ以外にも、2月2日に行った「大雪関係での申し入れ」に関しては、未だ回答がありません。

しかし、申し入れ項目3の「1月8日に休んだ社員の休暇の取り扱いについて」は、(個別に判断することなく)申し入れ翌日の2月3日に特別休暇の適用を決定しています。

今回の申し入れ内容に関する「携行用消毒スプレー」についても社員に保有状況を調査するなど、支部の指摘で改善するのは悪いことではありませ

ん。しかし改善を行ったにもかかわらず、支部にもかかわらず、支社に回答しない、というのでは正常な労使関係とは言えない難いものがあります。

長中局には、このような支社への対応に強く抗議すると共に早期の回答を要求します。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を全員の正社員化を。

めげず、均等待遇を、なげない差別。

ユニオンは労基法裁判に勝利したぞ!